



「福島県 大内宿」

TAINS だより新年号をお届けします。

昨年はユーザーの皆様方から頂いた様々なお声を役立てるべく、細やかなシステム改修に取り組んでまいりました。

昨年から引き続き、研修サイトに判例紹介動画「TAINS MOVIE」を掲載いたしております。受講時間が30分以内となっており、通勤時間等を利用して受講・登録ができるようになっております。最新の判例も取り上げており、ぜひご覧いただきたいコンテンツです。

また、広報部とユーザーサポート部を創設し、会員の事業に役立つ情報の速やかな提供に努めているところです。

税理士新規登録者に対する6か月無料施策や各地で開催されるDXフォーラムや公開研究討論会への出展など、TAINS に未加入の先生方へのアプローチを積極的に行っていくための様々な施策を本年も予定しております。

TAINSが日常の税理士業務に役立つ情報ツールとしてより一層充実するよう、今年度も全力で取り組んでまいりますので、昨年同様TAINSをご愛顧くださるようお願いいたします。

一般社団法人日税連税法データベース
上田 健一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

Contents / 目次

2024 新年号
VOL30 No.237

- 会長年頭挨拶 2
- 従たる事務所長紹介 3
- 団体の取組紹介 4
- 第49回公開研究討論会の出展報告 5
- 特別寄稿 6
租税弁護士から研究者に転じての1年
北海道大学大学院法学研究科教授 佐藤 修二
- メールニュース (2023年10月~2023年12月収録) 14
- DB収録情報、会員数 20



ご挨拶

一般社団法人 日税連税法データベース
会長 清田 明弘

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃はT A I N Sをご利用いただきまして誠にありがとうございます。昨年はAIを含めたデジタル分野が急速に進展し、税理士の業務にも相当の影響を受けつつあり、現在、AI活用をどのようにしていくのかの検討をしているところです。

さて、会員皆様方には行き届かない処もまだまだ多くご不便をおかけしていることとお詫び申し上げます。昨年は、会員税理士の皆様に対する利便性をさらに向上させるために、広報部とユーザーサポート部を設置しました。これまで同様、日税連及び税理士会と連携しながら、T A I N Sが日常の税理士業務に役立つ情報ツールとしてより一層充実するよう、執行部一丸となって取り組んでまいります。特に、会員の皆様方からのご質問等にお応えすべく、デジタル相談室を日税連とタッグを組んで進めるよう設置をしました。実質的には本年からの運営となりますが、会員皆様のご不安等がなくなるように対応していきます。

また、研修サイトに判例紹介動画「T A I N S MOVIE」を掲載しており、短時間で判例等の説明と担当ディレクターの解説を聞いていただくことができます。通常の研修動画とは一味違う内容となっておりますので、是非ご活用ください。本年もコンテンツの充実に取り組んでまいりますので、今後のT A I N Sにご期待ください。

今年は辰年、私事ながら、私は今年の年男でございます。十二支中唯一の想像上の動物であります。力強く天に向かって突き進む干支でございますので、T A I N Sのさらなる飛躍をめざし、会員の皆様のご満足を得られるよう他の役員、委員、編集員、職員共々、本年もより一層努力し精進してまいりますので、昨年同様、ご支援・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

従たる事務所長紹介



東京
真砂 美穂

東京従たる事務所長の真砂です。2年前従たる事務所長に就任し、現在2期目を迎えています。1期目は事務所長として何をしようかわからずほとんど活動できませんでした。今期からはTAINSの会員増強や研修などを通じた広報活動に力を注ぎたいと考えています。



東京地方
杉本 竜太

この度、東京地方事務所長に就任しました杉本竜太です。引き続き、TAINSの広報周知、入会勧奨に努めます。所属は財務部となります。



千葉県
鈴木 恭浩

千葉県税理士会における従たる事務所長を、前期に引き続き拝命しております鈴木恭浩と申します。皆さんはTAINSをご存知でしょうか。知ってはいなくても内容まではよく分からない、なんか難しそうという印象がある程度ではないでしょうか。まずはTAINSの有用性について皆様に理解して頂くことから始めて、活用する会員を増やして行くことを目指して参ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



関東信越
渡邊 信子

関東信越税理士会の渡邊信子です。TAINSの30分動画の講師もさせていただき、実務家である税理士にとって有用な情報が満載であることを実感いたしました。多くの会員にお伝えし、TAINSを活用いただけたら嬉しいです。



近畿
坂井 昭彦

近畿事務所の坂井昭彦です。今年度の目標は、ともするとあいまいになりがちな本会情報システム部と従たる事務所の構成員の立ち位置や活動内容を整理し、それぞれの立場で明確な目的意識を持って活動を行うことです。



北海道
樋爪 昌之

2期目の従たる事務所長を務めます樋爪昌之と申します。昨期は何の活動もせずに終わってしまいましたが、今期は従たる事務所員を増員し、各支部でのPR活動を積極的に進めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



東北
佐藤 雄一郎

このたびの役員改選によりTAINS東北事務所の所長を務めさせていただくこととなりました。判例裁決事例の検索システム活用の手助けだけでなく、地区会員のICT化及びDX化に微力ながら貢献できればと考えておりましたので、よろしくお願い申し上げます。



名古屋
田口 裕恭

名古屋税理士会の田口裕恭と申します。TAINSがどういった組織で、また加入するとどのような楽しさがあるのかを分かりやすく伝えていくことを地道に頑張りたいと思います。熱を持ってやっていることが伝わるような活動を展開します。



東海
高林 良樹

あけましておめでとうございます。東海税理士会の高林良樹です。昨年引き続きTAINS研修会を開催して会員増強に努めてまいります。また、組合に協力していただき、書籍助成金施策の中にTAINS会費6か月分助成施策を入れていただきました。



北陸
宮川 知生

新年挨拶
① 各支部支部長と綿密に連携し、加入率トップを目指します!
② 目標を達成し、皆様と祝杯を挙げます!
③ 全支部長が従たる事務所のメンバーになります!
④ TAINSの皆様の努力が実り、税理士制度が発展しますように!



中国
西 宏昌

会員の皆様の業務にお役にたてるよう、利用方法の研修等を充実させます。利用環境の改善につながるご意見、ご要望をお待ちしております。



四国
大西 央哲

四国会で従たる事務所長を拝命しております、大西です。2期目となりました今期は、積極的に、従たる事務所会議を開催し、また、WEBの研修等も企画して、会員の増強に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。



九州北部
小林 英樹

九州北部事務所長を拝命いたしました小林英樹です。

九州北部事務所としては、新規会員獲得のための税理士会会報誌への情報提供、既存会員への操作研修会、TAINSを業務に活用するための研修会等を通じて活発な活動を行う予定です。



南九州
幸松慎太郎

南九州税理士会の従たる事務所長の幸松慎太郎と申します。

この度初めて従たる事務所長を仰せつかりました。TAINSの普及拡大及び利用拡大に尽力していきます。



沖 縄
糸数 弘和

新年おめでとうございます。沖縄を担当しております糸数と申します。コロナ禍もあり関連する活動を控えておりましたが、その間にも業務を取り巻く環境が一層厳しくなってきました。重層かつ多くの情報が必要な税理士業務において、TAINSの果たす役割は大きいと考えております。本年は従来の業務に加えて、更なる取組みを企画して、試行錯誤をして参ります。新たな1年、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

社団の取組紹介



ユーザーサポート部長
小林 英樹

本年度ユーザーサポート部長を拝命いたしました小林英樹です。

ユーザーサポート部は従来の事業部を広報部とユーザーサポート部に分割し、TAINS会員の皆様へのサポートを行っていく部署として部長、副部長2名、委員4名の7名体制で新設されました。

所掌事項としては、TAINSの操作研修や、ホームページの制作及び運用、会員向けの情報の発信等です。

具体的な取り組みとしては、TAINSホームページのリニューアル、よくある質問「QA」の見直し、ログイン後の検索トップページのリニューアル、各種操作に関するマニュアルの整備、TAINSの使い方に関する研修会の開催など、TAINS会員の皆様の利便性の向上につながる施策を行っていく予定です。

TAINSがより身近なものとして会員の皆様の業務に役立つ存在となるように、サポートを行っていきたく思います。



システム部長
坂井 昭彦

このたびシステム部長を拝命しました近畿会の坂井昭彦です。

昭和40年生まれの元情報処理技術者で近畿会では情報システム部長、日税連ではデジタル・システム委員会副委員長、TAINSでは理事として、それぞれ2期目に入ったばかりの若輩者ではありますが、もしも所属組織が顧問先であったなら行うであろう助言等を忖度なしに行うことで諸々の問題を解決し活性化をはかりたいと考え日々奮闘中です。システム部が所掌する事業は多岐にわたりますが、各部と連携しながら①秒でわかるTAINS②会議10分の1計画③ココから始めるDX④脱・システム開発、を本年度の基本方針として事業に取り組みますので皆様どうぞよろしくごお願い致します。



データベース部長
田川 哲

データベース部長を拝命しました田川です。所属会は南九州税理士会・熊本東支部です。データベース部は、「判例、裁決、通達、行政文書、相談事例、その他税法に関するデータを編集して税法データベースに収録する」ことを所掌しています。実務で困った時に明確な答えが見つかるデータを収録しています。是非、検索して読んでみてください。そして、収録内容の充実のためにデータの収集が重要な業務です。会員の皆さんからの情報は大変有益なものです、「税法データの情報を見たら聞いたらTAINSへ!」

第49回日税連公開研究討論会に TAINS紹介コーナーを設置

令和5年10月13日、日本税理士会連合会と名古屋税理士会・東海税理士会の共催により名古屋東急ホテルにて開催された第49回日税連公開研究討論会（以下、「公開研」）にTAINSの展示コーナーを設置し、多くの方にお立ち寄りいただきました。

展示コーナーでは、まだTAINSのご利用経験がないご来場者様に、コンテンツの品質の高さや争訟関係以外にも幅広いコンテンツがあることをご体感いただきました。一方、すでにTAINSをご活用いただいているご来場者様からは、コンテンツやサービスに対する貴重なご意見を頂戴するとともに、TAINSの進化をご覧いただくことができ、大変有意義な機会となりました。

さらに、公開研の開催に合わせて名古屋税理士会を訪問するため来日されたミュンヘン税理士会 フェルディナント・リュウヒルト副会長が展示ブースにお立ち寄りくださり、清田会長はじめ役員からTAINSをご説明させていただきました。リュウヒルト副会長との意見交換を経て、判例や税務情報に関するデータベースは税理士業務において日本だけでなくドイツでもニーズが高く有用であるとの気づきを得ることができました。

今後も、日税連や税理士会、税務関連出版社と協力し、皆様に直接TAINSをご紹介できる機会を積極的に展開するとともに、品質の向上に取り組んでまいります。



(広報部長 上田 健一)

租税弁護士から研究者に転じての1年

北海道大学大学院法学研究科教授 佐藤 修二

はじめに

このたび、光栄にも TAINS だより新春号への寄稿のお話を頂戴し、自分に何が書けるか、良く考えた。

その結果、筆者は、租税法を専門とする弁護士、いわゆるタックス・ロイヤー（租税弁護士）から、最近、法学部で租税法を担当する教員に転じたという、少し珍しい経歴を有しており、これに即したお話を記すことが、多少は読者諸賢のお役に立つかもしれない、と思うに至った。

そこで、以下では、筆者の略歴を記した上、実務家から学者に転じて1年ほど、授業を通じた学生との交流の中で税について改めて考えたことを述べた上、その後、同じくこの1年にご縁があって公表した2つの小論のエッセンスを、租税法の解釈に関する基本原則の中に位置づけ直しつつ、再説することにした。これらの小論は、最近の未公表判決（事業再生における会社分割に関する事案）や話題のトピック（信託型ストックオプション）について述べたもので、多少は読者の参考になると期待されると同時に、筆者が弁護士時代から重要と考えて来た、租税法解釈の基本原則と深く関わるものでもあるからである。

I 学生の皆さんと租税法を学んで考えたこと

1. 筆者の略歴

筆者は、2000年に弁護士登録をし、それから

2022年まで、企業法務を専門とする弁護士として、20年ほど仕事をした。途中、2004年にハーバード・ロー・スクールに留学して租税法を専攻し、また、2011年～2014年の間、東京国税不服審判所で国税審判官（いわゆる任期付公務員）を務めた。その後、2014年に弁護士に復帰し、このころから本格的に租税法の分野を専門とするようになった。そして、2022年10月、北海道大学大学院法学研究科で租税法を担当する教授に就任し、現在に至っている。

2. 最初のゼミ

上記のように、筆者は、もともと法曹実務家であり、ごく最近に租税法研究者に転じたばかりであるから、研究者としてはまだ1年ほどが経ったにすぎず、駆け出しである。それでも、筆者にとっては大きな変化があり、感じたことも少なくなかった。

2022年10月に着任後すぐ、法学部の2年生を参加者の中心とするゼミを担当することになった。この時のゼミには、定員18名のところ、40名を超す応募があった。これは、税金に興味がある人を広く歓迎する旨のシラバスの記載や、筆者が、日本の法学部の教員としては珍しく、弁護士からの転職者であったためと思われる。志望理由を見ながら選考し、数名の弁護士志望者や公認会計士、税理士等の志望者をはじめ、18名の日本人学生に中国からの2名の留学生を加えた形で、筆者の北海道大学での最初のゼミがスタートした。

このゼミは、筆者が上梓した最初の書籍¹をテキ

1 佐藤修二編著『実務に活かす！税務リーガルマインド—納税者勝訴事例から学ぶ税務対応へのヒントを中心に効果的な税務調査の対応・国税不服審判所の活用まで』（日本加除出版、2016）。

ストとして、納税者が課税当局に対して勝訴した裁判例をテーマに、毎回 1 件、学生たちに原文を読んだ上で報告してもらい、その上で、皆で議論をする内容とした。筆者は、2019 年～ 2022 年の間、弁護士実務の傍ら、東京大学法科大学院でいくつかの租税法科目を教えた経験がある。そのうちの一つの講義科目につき、上掲書をテキストとする講義形式で行ったことがあり、評判が良かったことから、今度は、これを学部生向けのゼミ形式でやってみることにしたのである。着任後間もない授業であったことから手持ちの材料を使ったという面もあるものの、課税当局と裁判所の見方が分かれた事例を検討することは、法を学び始めの法学部生が法的思考を養うのには適しているであろう、という見込みもあった。ただ、なにぶん、まだ法学そのものの入門者である 2 年生が中心であるため、始める前は、学生たちには難しすぎはしないだろうか、という一抹の不安も持っていた。

実際に始めてみると、学生たちは概してまじめで優秀であり、判決原文をベースにした報告をきちんとこなし、ゼミはスムーズに進行した。一般に、最近の学生は、生の判決文を読むことは億劫がり（もっとも、「今の学生」に限らず、筆者自身の学生時代を思い返しても、判決原文を読んだ記憶はほとんどない）、判例の要旨をまとめたものくらいしか読まないと聞いたこともあるが、逆にまだ 2 年生で先入観が無かったせいなのか、学生たちが判決原文の読解をこなしていたことには感心する。

このゼミのテーマである「法律家目線から見た租税」というものは、国税不服審判所勤務後の筆者がこれまで一貫して取り組んできたものでもあり、そのエッセンスを、本稿で後にまとめて記すことにしたい。

3. 2023 年度の一連の授業

2023 年 4 月からの年度には、法学部と法科大学院のそれぞれで、いくつかの講義・ゼミを担当した。法学部では、3 年生を中心とした受講生に対する「行政法Ⅲ」という講義（租税法は、法学部では、行政法の各論に位置づけられるがゆえの科目名であり、

内容としては、所得税・法人税・資産税・国際課税をひととおり眺めるものとした）に加え、引き続き上記 2 で記したのと同様の 2 年生向けのゼミのほか、主に 3 年生向けに、佐藤英明教授と西山由美教授による最新の消費税法のテキスト²を輪読するゼミを行った。また、法曹を養成する法科大学院では、夏学期に「租税法 A」として所得税法を、秋学期に「租税法 B」として法人税法を、いわゆるソクラテス・メソッドで講義した。

筆者は、主に企業をクライアントとする弁護士であったから、租税法の中で触れる機会の多かったのは、法人税法（国際租税法を含む）であり、個人所得税や消費税に関しては、体系的に学ぶ機会は無かった。それゆえ、特に夏学期は、租税法全般を講義する「行政法Ⅲ」や所得税法を内容とする「租税法 A」の授業の準備は、それなりに大変であった。また、消費税についても苦手意識が強かったため、敢えて、秋学期のゼミでは、せっかく直近に新しく学びやすそうな教科書が出たので、筆者自身の勉強のためにもこれを取り上げることにした。毎回、学生たちにテキストの内容を分担して報告してもらい、筆者自身にとって大変に勉強になった。

弁護士時代は、個別事案に対応するという仕事の特性上やむを得ないこととは言え、その時々に必要な勉強のみをする、ということにどうしてもなりがちであり、全体として租税法を学ぶということは、なかなかできなかった。大学に来てからこの 1 年、曲がりなりにも、所得税・法人税・消費税を中心に、租税法全般について授業を行い、その準備のために学ぶ中で、（弁護士時代のように法解釈の側面に興味を持つだけではなく）税制全般の政策的な在り方についても、少し考えるようになった。そのことについて、次に述べてみたい。

4. 消費税—逆進性・軽減税率・そして消費税の目的

消費税については、その基本的な仕組みを学んだ上で、免税事業者・簡易課税といった中小事業者配慮する仕組み、逆進性と軽減税率、インボイスの導入といったことも学生たちといろいろ議論してみて、考えさせられたことが多い。

² 佐藤英明=西山由美『スタンダード消費税法』（弘文堂、2022）。

消費税の問題点として挙げられることの多い逆進性については、逆進性という問題そのものの存在を否定する立場があり得る。消費を課税対象とする消費税について、所得税の課税対象である所得を基準として「逆進的」とであると述べることはおかしい、という批判である。すなわち、消費税は、消費の量に対しては比例的に課税する（言わば、お金を使った分だけ、皆に平等に課税する）のだから、消費を基準とすれば、逆進性は存在しない、ということである。こうした批判に対して筆者自身は、伝統的な所得再分配の思想に親近感を有する方であることから、個人的にはあまり納得できずにいた。しかし、学生たちに意見を聞いてみると、半数には行かないまでも少なくない数の学生が、上記の考え方に共感する意見を述べ、筆者としても省みて考えさせられるところがあった。

仮に逆進性の存在を肯定するとしても、その対策として軽減税率を用いることは、巷間指摘されるさまざまな問題点を踏まえると、あまり得策ではないという意見が、これも半数には達しないまでも比較的目立った。筆者から、軽減税率ではなく、いわゆる給付付き税額控除の仕組みを導入することの是非について問いかけると、これに賛成する意見もそれなりに存在した。このたびの所得減税では、控除しきれないケースでは給付を行うとされているようであり、日本でも、再び、給付付き税額控除が議論の俎上に上ることもあるのかもしれない、と思われた。

さらに根本にさかのぼると、そもそも消費税の租税としての優位性はどこにあるか、という点について、『スタンダード消費税法』では、財政目的（税収の安定化）が最大の点として挙げられていたこと³が、筆者には印象的であった。筆者がこれまで聞いたことのあるのは、消費税は、貯蓄に課税しないので経済的に見て中立的であることなど、経済学的視点から消費税の優位性を論ずる議論が多かった。それゆえ、財政目的という、見方によっては、それは政府ないし財政当局の都合ではないか、と言われかねないことが消費税の目的として教科書に正面から記載されていることが新鮮だったのである。ゼミでは、財政の安定化という目的を肯定的に捉える意

見が少なからず見られた。若い世代は、加速する少子高齢化社会を正にこれから生きていく人たちであるから、これを支える財政の安定化ということ肯定的に捉えるのかもしれない。そのような世代の問題なのか、筆者の考えが狭いものであったのか、いずれにしても、目から鱗、の経験ではあった。

最後に、直近の話題であるインボイスについては、仕組みとして入れることについては納得する意見が多い一方で、小規模事業者にとって少なくとも短期的には不利益があり得ることや、フリーランスを働きやすくするという政府の全体的な施策には逆行する面があることを指摘する意見もあり、バランスが取れていたように思う。

5. 法人税—法人税の実質的負担者・税率引下げ競争の終焉？

学生は、まだ社会に出ていないから、消費者目線で考える人が多いように今のところ感じている。消費者目線から素朴に考えれば、法人税は会社が払うものだから、消費者（あるいは勤労者）である個人の税負担が増えるものではない（だから増税しても構わない）と思うかもしれない。しかし、法人は、言わば「実体のない」ものであるから、法人税の負担は、結局は、誰か、生身の個人に帰着せざるを得ない。このことを筆者は、東京大学法科大学院で「金融取引課税法」の授業のテキストとした渡辺徹也教授の教科書の冒頭で印象的に学んだ⁴。現行の法人税法は、負担が株主に帰着することを前提としているが、法人税の負担がある分、賃金を抑制するという形で従業員が法人税を負担することもあり得るし、製品・サービスへの価格転嫁によって消費者の負担となることもあり得るというわけである。日本では、消費税の増税についてのみが嫌われる傾向がある。しかし、上記のように、法人税も消費者（同時に勤労者であることも多い）に対して値上げ・賃金抑制という形で転嫁されることがあるとすれば、消費税の増税は嫌だが法人税の増税なら構わない、と考えることは消費者目線から見ても合理的ではないのかもしれない。

³ 佐藤=西山・前掲注（2）5頁。

⁴ 渡辺徹也『スタンダード法人税法〔第3版〕』（弘文堂、2023）7頁。

このように本当に誰が負担しているのかがはっきりしない法人税ではあるものの、現実の税収に占める割合だけを見ても、その重要性はやはり大きいと言わざるを得ないであろう。令和6年度与党税制改正大綱では、中期的に法人税の税率を上げる可能性が述べられた。OECDの柱2によって国際最低税率が導入される中で、国際的な法人税引き下げ競争を終える環境は整いつつあるのかもしれない。その中で、大綱が述べる、全体としては法人税率を引き上げつつ、資金を内部に留保するにとどめず、賃上げや設備投資の形で将来の収益につなげようとする企業について減税で報いる、という方向性は、それなりに説得力があるようにも思う。法人税の授業で学生たちに問いかけても、おおむねそのような方向性に賛同する意見が多かった。

租税は、現実社会を運営する上では必須のものであることは否定し得ない。そのうえで、どのように税負担を求めるのが良いのかについては、こうして考えてくるだけでも、一つの答えがあるわけではないように思われる。ここでは消費税と法人税について述べたが、昨今話題の児童手当と扶養控除の関係など、個人所得税についても考えるべきことは多い。じっくり考えることのできる大学という場を得たことに感謝しつつ、税制の在り方全般について、引き続き考えていきたい。

II 法律家から見た租税の世界

ここからは、租税法の解釈・適用において筆者が重要と考える3点（租税法の文理解釈の原則・納税者救済の観点からの文理解釈の限界・課税における私法の尊重）について、述べてみることにしたい。

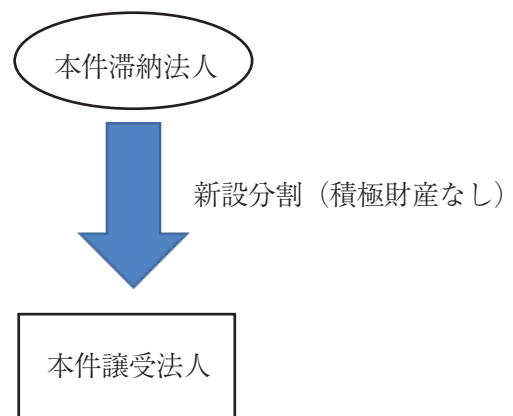
1. 租税法の文理解釈の原則

租税法規は、文理に即した解釈が基本であることについては、ホステス源泉徴収事件（最判平成22年3月2日民集64巻2号420頁）以来、裁判例において定着している。ここでは、近時の高裁判決で実務的にも影響があり得る、事業再生における会社

分割が問題となった事例（高松高判令和4年8月30日公刊物未登載）によって、このことを見てみたい⁵。

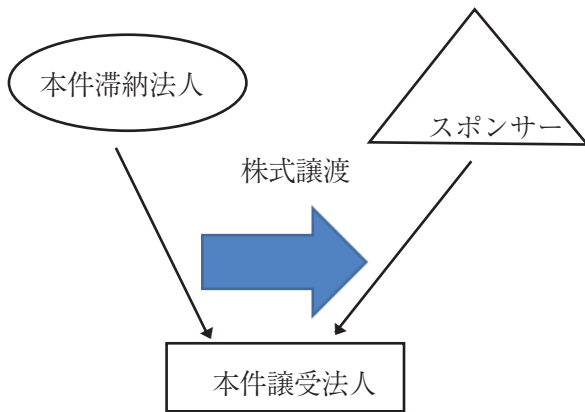
(1) 事案の概要

①事業不振に陥った会社（以下「本件滞納法人」という。）が、令和5年4月1日を新会社の設立登記日とする新設分割（以下「本件新設分割」という。）により新しく法人（以下「本件譲受法人」という。）を設立し、その際、この時点では、本件滞納法人の「負債」と「契約上の地位」のみを移転する（すなわち、この時点では、「積極財産」は移転しない）。この内容の議案を、同年3月31日開催の株主総会において承認する。これにより同年4月1日の午前0時をもって、本件滞納法人は、本件譲受法人の100%株主となる。

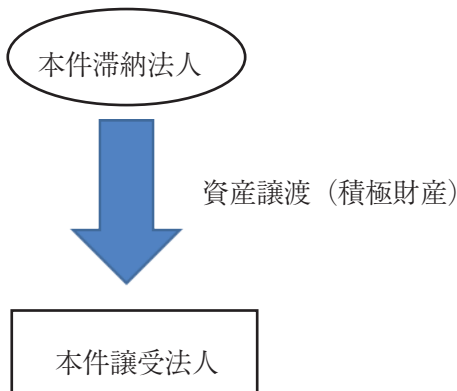


②令和5年3月31日に、本件滞納法人とスポンサーとの間で、本件新設分割によって本件譲受法人が設立されることを条件として、本件譲受法人の株式全部をスポンサーに譲渡する契約を締結し、同日、代金決済および本件滞納法人における株式譲渡の承認の機関決定を行う。これによって、同年4月1日の午前0時に本件譲受法人が設立されると同時に、本件譲受法人の100%株主は、スポンサーとなる会社に変更される。

⁵ 以下は、拙稿「事業再生における会社分割と第二次納税義務」税務事例研究195号（2023）1頁のエッセンスをまとめたものである。



③令和5年4月1日開催の本件滞納法人の株主総会で、本件滞納法人が事業用の資産や現預金（積極財産）を本件譲受法人に譲渡することの承認の旨を決議する（以下「本件資産譲渡」という。）。



以上の状況で、本件譲受法人が第二次納税義務を負うかが問題となった。

第二次納税義務とは、納税義務者が租税を滞納した場合において、その財産について滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に、納税義務者と一定の関係を有する者が、納税義務者に代わって租税を納付する義務をいう。この制度は、本来の納税義務者から租税の全部または一部を徴収することが不可能であると認められる場合に、それと人的・物的に特殊の関係にある者を第二次納税義務者とし、これに本来の納税義務者の納税義務に代わる義務を負担させることによって、租税の徴収確保を図ることを目的とするものである⁶。

納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社（特殊関係者）に事業が譲渡され、その譲受人が同一又

は類似の事業を営んでいる場合、譲渡された積極財産の価額の限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うものとされている（国税徴収法38条）。そして、特殊関係者に該当するか否かの判定時期は、「事業を譲渡した時」とされている（国税徴収法施行令13条2項）。

本判決の事案は、上記のようなケースにおいて、本件滞納法人から会社法上の新設分割によって負債および契約上の地位（積極財産は含まれない、という点がポイントである。）を承継して設立され、その後、会社分割とは別途の資産譲渡契約に基づき、本件滞納法人から資産（積極財産）を譲り受けた新会社（本件譲受法人）が、滞納法人の「特殊関係者」に該当するとして課税庁から第二次納税義務に係る納付告知処分を受けたため、本件譲受法人がこれを争って提訴したものである。

課税庁は、本件新設分割と本件資産譲渡はあらかじめ計画された一連の行為であり、別個の法形式を取っているものの、実体は、有機的一体として機能する財産の譲渡として、事業譲渡に当たるものと主張した。より具体的に言うと、課税庁は、①の本件新設分割によって令和5年4月1日に本件譲受法人が設立登記されるとともに本件滞納法人が本件譲受法人の株式を取得して本件譲受法人が本件滞納法人の完全子会社（被支配会社）となり、それと「同日」に③の資産譲渡がなされていることから、本件譲受法人は本件滞納法人の特殊関係者に該当し、③によって譲渡された積極財産の価額の限度で第二次納税義務を負うべき旨を主張したのである。

これに対し、本件譲受法人は、特殊関係者該当性は「事業を譲渡した日」ではなく「事業を譲渡した時」で判定するとされているところ、①の時点では積極財産の譲渡がなく、積極財産の譲渡がなされた③の時点では特殊関係者に該当しないのであるから、第二次納税義務を負うべきではない旨主張した。「日」の単位ではなく、「時」の単位で判断すべきとする点が本件譲受法人の主張のポイントである。

この点、第一審判決（高松地判令和4年2月22日公刊物未登載）は、課税庁の主張を支持して、本件譲受法人の請求を認めなかったため、本件譲受法人が控訴した。

⁶ 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021）162頁。

(2) 裁判所の判断

控訴審裁判所は、概要、以下のように判断し、請求を認容した。

① 国税徴収法 38 条は、本来は納税者が納付すべき国税について、例外的に、滞納者と一定の親近性を有する特殊関係者が、滞納者から事業の譲渡を受け、かつ、当該事業と同一又は類似の事業を営んでいる場合に、その譲受財産の価額の限度において、事業を譲り受けた者に第二次納税義務を負わせることを定めた規定であり、租税法規は侵害規範（権利を侵害する規範）であることから、例外に該当するための要件の判断は厳格に解すべきである。

② 事業を受け継いで営業活動を行うためには、事業のために用いる財産（有機的一体として機能する財産）の譲受けが完了している必要があるから、「事業の譲渡の時」とは、有機的一体として機能する財産の全部又は一部の譲渡による財産移転の効力が生じた時と解するのが相当である。

本件では、積極財産の譲渡があった時点では本件譲受法人は納税者の特殊関係者ではなくなっているから、第二次納税義務を負うことはない。

③ 会社法上は、新設分割により設立される会社の登記の日に新設分割の効力が生じ、新設分割計画の定めに従い権利義務が承継され（会社法 764 条、49 条）、新設分割会社は、同日、設立される会社の株主となる（会社法 764 条 8 項）。しかし、これらの規定は、会社法上の分割の効力発生日を定めるものにすぎず、租税法規は侵害規範であって安易な拡張解釈は許されないことを考慮すると、上記会社法の各規定をもって、「事業の譲渡の時」との文言を用いている国税徴収法施行令 13 条 2 項を、「事業の譲渡の日」と解釈することは、同条項の文理上容認することができない。

(3) 判決のポイント

一見すると、文理解の解釈は杓子定規で、第二

次納税義務を不当に免れるもののように思われる方もあるかもしれない（もっとも、ここでは本論を離れるので詳しく述べないが、筆者自身は、本判決は、結論的にも妥当と考えている⁷⁾）。しかし、裁判所は「時」という条文の文言を厳格に解釈し、これを「日」と読むかのような課税当局の主張を退けた。

判決も述べるように、租税法は、行政庁の一方的行為によって課税の結果を生じさせる侵害規範であるから、納税者の予測可能性の観点に照らし、その解釈は文理に即して行うことが、租税法律主義の趣旨に合致すると言えよう。

2. 文理解の限界

もっとも、文理解を貫くと、納税者に酷な結果をもたらす場合がある。これを乗り越えようとした判決に、最判平成 26 年 12 月 12 日集民 248 号 165 頁がある。筆者は、この判決が好きで、さまざまな機会にその紹介をしてきたところ⁸⁾、本件の裁判長であった千葉勝美元最高裁判事ご自身も、最近の講演で、良く取り上げられる事例として本件を紹介されていた⁹⁾。筆者も、納税者を救済した「名判決」として、法律家として租税を論ずる際に注目すべき判決の一つと考えるので、改めてここで紹介させていただきたい。

(1) 事案の概要

判決の事案を図式化して言えば、次のようなものである（数字は実際のものとは異なる）。

- ① 納税者が税額 1000 万円で相続税の申告をし、納税をした。
- ② 当局が、いや、財産評価が間違っているので、本当は 600 万円納めればよい、400 万円は還付する、とした（減額更正処分）。
- ③ その後当局が、この前の 600 万円というのは間違っていた、800 万円だった（増額更正処分）。よって、800 万円 - 600 万円の、200 万円について、

7 拙稿・前掲注 5 参照。

8 直近では、2023 年 11 月 2 日に行った AOTCA 東京会議におけるスピーチでも、英語で、本件を紹介した。

9 千葉勝美「IFA 日本支部：第 13 回ウェブセミナーの報告」租税研究 2023 年 6 月号 125 頁。

本来の納付期限に遡って、延滞税の支払を命じた。

(2) 裁判所の判断

最高裁は、②で税務署が 600 万円で良いとして、還付までしたのだから、200 万円の租税を納税者が払わなかったとしてもやむを得ない、これについて延滞税を払わせたとすることで、期限までの納税を奨励するとか、他の納税者との公平を図るとかの、延滞税の趣旨は実現されないとして、延滞税は発生しない、との判断を示した。

(3) 判決のポイント

条文そのものを素直に読めば延滞税が発生してもやむを得ないところであったが、実質的な配慮から納税者を救った判例である。千葉勝美裁判官の補足意見は、課税庁側の主張を通せば不正義をもたらす時まで述べている。

課税当局の側から見れば、課税当局の主張に対しては厳格な文理解釈で臨みながら、納税者に対しては趣旨に沿った救済的な解釈をするのはいかがなものか、という受け止め方があるかもしれない。しかし、課税当局は大きな人的・物的資源を有する巨大な行政機関であり、そのような組織と一般の納税者を同一の基準で論ずることは、かえって公平を欠くように思われる。

筆者としては、この判決のような、納税者の立場に立った結論の妥当性を重視する考え方が、裁判所に定着していくことを期待したい。

3. 課税における私法の尊重—いわゆる信託型ストックオプションに即して

課税の対象である経済取引は、第一次的には私法によって規律されているから、法的安定性の観点から、課税は、私法上の法律関係を前提にし、これを尊重して行うべきことは、裁判実務において確立している¹⁰。このことについて、いわゆる信託型ストックオプションに関する国税庁見解を素材として改めて見てみたい¹¹。

信託型ストックオプションとは、次のようなものである（国税庁「ストックオプションに対する課税（Q&A）（情報）」（令和5年7月7日改訂）の問3）。

【税制非適格ストックオプション（信託型）の課税関係】

問3 私は、下記のとおり、勤務先から信託会社を通じてストックオプションを取得し、その権利を行使することにより取得した株式を売却しました。この場合の課税関係について教えてください。

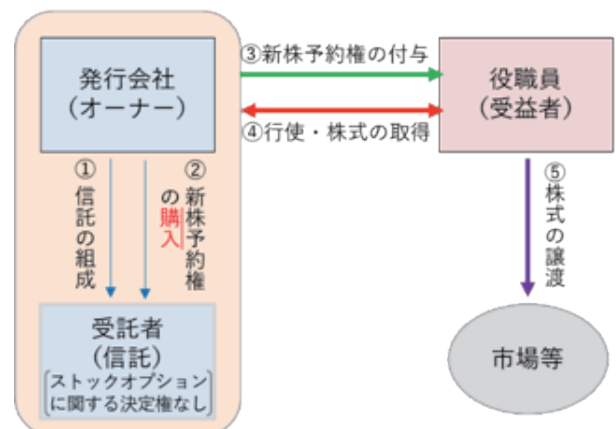
- ① 発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して、信託（法人課税信託）を組成する（信託の組成時に、受益者及びみなし受益者は存在しない）。
- ② 信託会社は、発行会社の譲渡制限付きストックオプションを適正な時価（50）で購入する。
- ③ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されているストックオプションを当該役職員に付与する。
- ④ 役職員は、ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得する。
- ⑤ 役職員は、ストックオプションを行使して取得した株式を売却する。

【発行会社の株価等】

- ・ストックオプションの購入時：200
- ・ストックオプションの付与时：600
- ・ストックオプションの行使時：800（権利行使価額 200）
- ・権利行使により取得した株式の譲渡時：1,000

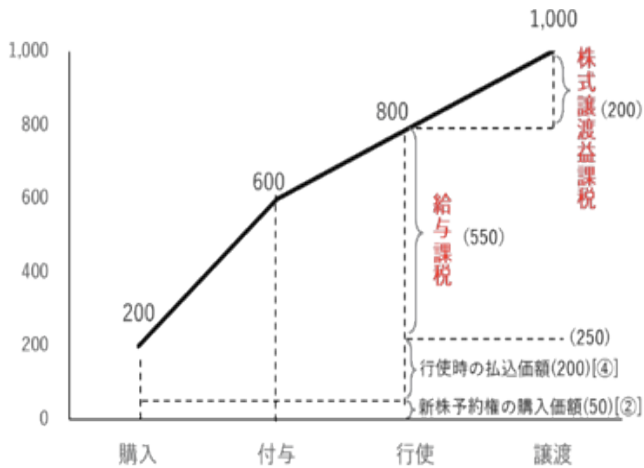
<図表：信託型ストックオプションのイメージ>

《税制非適格ストックオプション（信託型）のイメージ》



10 拙稿「租税法と私法取引の関係」ジュリスト 1542 号 66 頁。

11 詳細は、拙稿「『信託型ストックオプション』の課税関係に関する考察」税経通信 2023 年 11 月号 32 頁を参照。



出典：国税庁 HP「ストックオプションに対する課税 (Q&A) (情報)」(令和5年7月7日改訂)

国税庁は、上記問3に対する回答の中に現れる(注3)で、信託型ストックオプションでは、実質的には、会社が役職員にストックオプションを付与していること、役職員に金銭等の負担がないことなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たり、給与として課税されるとしている。しかし、本当にそれでいいのだろうか。

私法の尊重という原則からすれば、信託型ストックオプションは、私法である信託法を基礎とする信託の仕組みによって構築されている点を踏まえ、私法のベースの上に構築された信託税制のルールを尊重すべきことになる。信託税制によれば、信託型ストックオプションでは、当初、受益者が存在しないことから、法人課税信託の課税ルールが適用される。その結果、課税関係は、以下のとおりになるはずである。

- ① 法人課税信託の受益者が役職員に確定すると、信託財産であるストックオプション(新株予約権)は、法人課税信託の受託法人から、受益者である役職員に対して、受益者確定の直前における法人課税信託における帳簿価額で取得したものとして各年分の各種所得の金額が計算される(所得税法67条の3第1項)。
- ② 役職員には、受益者として確定したことにより、経済的には、同時点の新株予約権の価値相当額の純資産増加が生じるが、この収益の額は、当該年分の各種所得の計算上、総収入金額に算入されない(同条第2項)。

上記①②に従えば、権利行使時に給与課税をするという法律関係は出てこない。それを「実質的」という一言によって乗り越えることが可能なのだろうか。

国税庁も、この点を全く考えていないわけではないであろう。それにもかかわらず、信託型ストックオプションについて給与課税をしなければならないという理由があるのではないか。想像するに、国税庁は、本来は給与所得として累進税率に服すべき所得が譲渡所得の比例税率でのみ課税されることは、課税の公平を害する、という考え方を持っているのかもしれない。仮にそうであるとすると、それ自体は、伝統的に所得税の理想として説かれてきた垂直的公平の理念に沿うものではない、租税政策的には理解が得られやすいとも考えられる。ただ、その政策的考慮を支える法的根拠があるのか、は別の問題ではある。

この点、外国親会社から日本子会社の役職員に付与されたストックオプションについて、権利行使時に給与所得課税がなされるとした最判平成17年1月25日民集59巻1号64頁は、国税庁に有利に働く可能性もある。すなわち、この判決は、日本法人に勤務する役職員から見て直接の契約の相手方ではない外国親会社から付与されたストックオプションであっても権利行使時に給与所得として課税されるとしており、契約関係ではなく、ことごらの実質を見たものともいえる。

法律家である筆者には、信託契約という「法形式」は、原則として尊重されるべきであると思われ、その点で、国税庁見解に対する疑問は否定し得ない。しかし、課税の公平ということも、無視しえない政策的考慮ではある。その政策的考慮を支える法的論拠として、上記の平成17年判決のような「実質的」観点を用いることも、あり得るのかもしれない。課税における形式と実質の関係は、(すでに述べた文理解釈とその限界の問題と似て)なかなか難問である。

おわりに

筆者が研究者に転じてからの1年に考えて来たのは、以上のようなことである。まだ1年であるから、見えていることは少ないが、それでも学生の皆さんと交流をしていると、さまざまな可能性を感じる。これからも、法曹実務家として養ってきたことをベースにしつつ、様々なことを考え、学んでいきたい。



しょー君
(消費税担当)

TAINS メールニュース No.639 2023.10.05

貸付残債権の放棄による損失／雑所得の必要経費算入の可否(所法51条4項)

(令04-07-14 東京地裁 棄却 Z888-2512)

原告は、平成23年、英国領バージン諸島に設立したA社に対して、合計で約3992万ユーロの貸付けを行い、A社はその貸付金により船舶(中古ヨット)を3500万ユーロで購入し維持管理した上、平成26年に約2145万ユーロで船舶を売却し、その代金を貸付けの一部に対する弁済に充てました。本件は、原告が貸付残債権を放棄したことにより生じた損失を、所得税法51条4項に基づき、雑所得(為替差益)の必要経費に算入することができるか否かを争点とする事案です。東京地裁は、次のように判示して、原告の請求を棄却しました。

本件貸付けについては、無担保かつ無利息であり、また、船舶の購入資金として貸付けを行ったものであり、利息による利益獲得の営利性や為替差益を得る旨の営利性を認めることができない。そうすると、原告が独立的営利活動を行っ

ていたことを認めることはできず、雑所得を生ずべき業務自体が認められないから、貸付残債権は、「雑所得を生ずべき業務の用に供される資産」に該当しない。

本件貸付けは、A社が十分な資金を有するまで弁済を求めないことが合意されていたこと、A社の資産は、船舶又はその売却代金のみであった上、A社は弁済に充てる原資を獲得するための活動を行っていなかったことが認められるから、貸付残債権は、その客観的性質に照らし、弁済を受けて為替差益(雑所得)が発生する具体的可能性がなく「雑所得の基因となる資産」に該当しない。

以上によれば、所得税法51条4項の適用によって、貸付残債権に係る損失を雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2512

(税法データベース編集室：市野瀬 香子)

TAINSメールニュース No.640 2023.10.12

相続税の還付金の受領権限／偽造された委任状に基づく還付金の支払の効力

(令03-08-24 東京地裁判決 一部認容 Z777-202116)

被告国は、被告Y(相続人)が偽造した還付金の受領に係る委任状に基づき、本来原告に対して支払うべき還付金を被告Yに支払いました。本件は、原告が、本件支払は代理権を有しない者に対してされたため効力がないと主張して、国に対し、還付金等の支払を求めるとともに、被告Y及び被告税理士法人に対して、共同不法行為に基づき、還付金の額に弁護士費用を加えた損害金等の支払を求める事案です。

地裁は、被告Yは、不法行為責任を免れないと判断し、原告の被告Yに対する請求を認容しました。

被告税理士法人が本件委任状を税務署に提出するに

当たって原告に対する意思確認をすべき注意義務を負っていたということではできず、税理士法人にはこの点に関する過失は認められないとして、請求人の請求を棄却しました。

被告国については、委任状の原告名下の押印が原告の意思に反してされた可能性を疑うべき事情があったとは認め難いとし、税務署長が本件支払をしたことには過失を認めることができず、国は善意無過失であったというべきであり、本件支払は、債権の準占有者に対する弁済としての効力を有し(民法478)、これにより本件還付請求権は消滅したと判断しました。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z777-202116

(税法データベース編集室：大高 由美子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・ProfessionJournal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



小規模宅地等の特例～宅地を取得した親族が事業主とは認められない場合～

(令04-06-08 非公開裁決 棄却 F0-3-833)
被相続人の配偶者は、被相続人の事業（農業）の用に供されていた倉庫等（稲作用の機械等の保管場所）の敷地（本件宅地）を相続により取得しました。この事案は、原処分庁が本件宅地は特定事業用宅地等に該当せず小規模宅地等の特例の適用はないとして更正処分等を行ったことから、請求人（被相続人の長男）がその取消しを求めたものです。なお、配偶者は果樹等も相続しましたが、農地は請求人が相続しました。審判所では、事業の意義について所得税法上の事業と同様であると解した上で、次のとおり判断し、請求人の主張を拒否しました。

本件事業（農業）における配偶者の関与は、本件事業の事業主である請求人の業務に対する付随的かつ従属的なものであって主体的に役割を遂行しているものではなく、

配偶者が本件事業において自己の計算と危険において主体的に経済活動を行っていたとは認められないから、配偶者は、請求人と共同して本件事業を営んでいるとは認められない。また、配偶者が本件事業の事業主となれないことについて、措置法通達69の4-20《宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合》に定めるやむを得ない事情があるため請求人が本件事業の事業主となっていると認めるに足る証拠もない。

したがって、配偶者が措置法第69条の4第3項第1号イに規定する「被相続人の事業を引き継ぎ」、「当該事業を営んでいること」に該当するとは認められないから、本件宅地は、特定事業用宅地等に該当しない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕
【TAINSキーワード】 F0-3-833
(税法データベース編集室：依田 孝子)

海外のLPSに対する役務提供が、輸出免税とならないケースも！

(令03-11-10 非公開裁決 棄却 F0-5-369)
請求人が、ケイマン諸島のLPSの資産運営管理などを行っていたところ、課税庁からこれら業務の対価は、輸出免税でなく課税売上にあたり消費税等の更正処分等を受けた事案です。

審判所は、役務提供の相手方が誰であるかが問題として、その相手が、ケイマンLPSか有限責任パートナーかを検討しています。そして本件LPSは、ケイマン特例法の規定に従い、特例有限責任パートナーシップとして、各パートナーの合意により創設され、その目的は、請求人が随時決定する投資先にLPSの資産を投資する点などから、日本の法令上は、法人格を有せず、収益を目的としてLPSの構成員が共同事業を行っていると判断し、請求を棄却しています。

本件役務提供の相手方は有限責任パートナーであると認

められるところ、有限責任パートナーは、いずれも、日本国内に住所を有しており、外為法6条1項5号に規定する「本邦内に住所又は居所を有する自然人」であるから、同号及び消費税法施行令1条2項1号の「居住者」に該当し、「非居住者」には該当しない。

したがって、本件役務提供に、消費税法7条1項の規定は適用されない。

(編集員からひとこと)
この事案について、訴訟が提起されたかは不明ですが、LP Sに対し役務提供を行う際は、その組織体の設立根拠法令等で法人格の有無の確認を忘れずに。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕
【TAINSキーワード】 F0-5-369
(税法データベース編集室：草間 典子)

税理士顧問料等の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。

インボイス制度対応

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

少ない件数からの利用をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)	口座振替請求手数料
無料	335 円/件

売上管理型

請求・集金に関する業務負担軽減をお考えの先生

基本料 (振込手数料含む)	口座振替請求手数料
1,800 円/月	240 円/件

5日と28日両方の振替日をご利用の場合、2,100円/月となります。

*表示金額は消費税を含みません。

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

資料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NET のお問い合わせは

03-3345-0890

報酬自動支払制度のお問い合わせは **0120-155-551**

詳しい制度内容は、ホームページから！
報酬自動支払制度 **検索**

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<https://www.tozeikyo.or.jp>

東京税理士協同組合 禁煙日税ビジネスサービス
事務代行社 資料請求はこちらから

TAINSメールニュース No.643 2023.11.02

代償分割～特例適用後の小規模宅地の価額で代償金を計算しても合理的！

(令03-12-13 非公開裁決 全部取消し F0-3-817)

請求人とAは、小規模宅地の特例適用の土地について、特例適用後の価額に基づいて代償金を計算し、遺産分割の審判を確定しました。そこで、請求人は相続税の更正の請求をしたところ、原処分庁は、相続税の課税価格に算入すべき代償金の計算は特例適用前の価額であるとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分等をしたので、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断し、請求人の全部の主張を認めました。

その合意書に定める相続税の課税価格における代償財産の価額の計算方法は、共同相続人全員の協議に基づく

ものであると認められ、請求人とAとの相続税の課税価格及び税額が等しくなるようにするものであり、相続税の総額が変動するものでもなく、相続税の負担を不当に減少させるものでもないとして、基本通達11の2-10ただし書(1)に定める「合理的と認められる方法」であると認められる。

(編集員からひとこと)

合意書において、小規模宅地の特例適用の土地については、この特例適用後の価額によるとされています。審判所は、上記判断事由のとおりとし、原処分庁の特例適用前の価額によるべきとした主張は採用できないとしています。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-817

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.644 2023.11.09

土地の評価～不合理分割ではないとした審判所 認定額により一部取消し～

(令04-03-09 非公開裁決 一部取消し F0-3-861)

請求人Aは、相続により取得した土地(本件1土地)について、1画地の宅地として評価し相続税の申告をしました。しかし、原処分庁は、当該土地の一部は駐車場の敷地であり、雑種地に該当するから、宅地部分(本件1土地北側部分)と雑種地部分(本件1土地南側部分)とで地目の別に評価すべきであるなどとして、相続税の各更正処分等を行いました。

審判所の雑種地の判定は次のとおりです。なお、不合理分割に該当しないとして、雑種地部分の不整形の程度等に応じて認定額を算出し、一部を取り消しました。審判所認定額等と土地の形状等については、別紙リンクに収録しています。

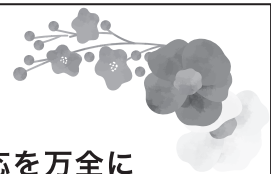
相続開始日の現況において、(1)本件1土地南側部分に

存していた駐車場は、本件1土地北側部分の敷地上に存する共同住宅の入居者専用ではなかったこと、(2)共同住宅の玄関から、本件1土地南側部分へは自由に往來することができなかったことに加え、同部分は、共同住宅の通路としての用に供されていたと認められず、さらに、(3)同部分は、東京都建築安全条例第19条に基づく共同住宅の「窓先空地」や「屋外通路」に供されていたと認められないことから、本件1土地南側部分は、共同住宅の敷地の維持又は効用を果たすために必要な土地に当たるとは認められない。したがって、本件1土地南側部分は、評価通達7に定める地目は、雑種地と判定される。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-861

(税法データベース編集室：藤原 眞由美)



税務に関する専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険



(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

<https://zeirishi-hoken.co.jp>

電話 0120-320-912



TAINSメールニュース No.645 2023.11.16

太陽光発電設備の課税仕入れを行った日は、機器の納品ごとか、全体の請負か

(令04-06-09 高松地裁 棄却・控訴 Z888-2505)

原告X社は、A社に委託した太陽光発電設備に係る契約に関して、課税期間内に支払われた金員は、納品された機器の代金の一部であるとして課税仕入れに係る支払対価の額に計上したところ、処分行政庁から、業務の全部が完了しておらず、引渡しを受けていないことを理由に、消費税等の更正処分等を受けました。

高松地裁は、消費税法は、「課税資産の譲渡等」と「課税仕入れ」を表裏一体のものとして捉えているものと解され、法30条1項1号に規定する「課税仕入れを行った日」は、譲渡人が課税資産の譲渡等を行った日と同義であるとした上で次のように判示し、原告の請求を棄却しました。

本件契約は、A社が各機器の設置作業等を行い、電力

会社の電線に連携させることにより太陽光発電設備を完成させ、各設備を原告に引き渡すことを約する、それぞれ全体で一つの請負契約であり、原告の主張する例外規定である基本通達9-1-9(販売と据付工事を区分した譲渡時期の特例)は適用されない。

そうすると、本件契約に係る「課税仕入れを行った日」は、物の引渡しを要する請負契約における資産の譲渡等の時期に関する原則どおり、A社が、その目的物たる各設備の全部を完成させ、原告に引き渡した日、すなわち令和元年5月24日と認めることができる。よって、「課税仕入れを行った日」は、平成31年3月課税期間内にはないことになる。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2505

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.646 2023.11.30

土地建物一括譲渡の場合の按分評価は、固定資産評価基準によらず、より合理的な按分評価を認める！

(令04-06-07 東京地裁 一部取消し・確定 Z888-2479)

課税庁が、土地及び建物を代金額の内訳を定めずに一括して売却した原告の建物の消費税課税標準額は、固定資産税評価額比率(建物比44.49)により按分するべきとして更正処分をした事案です。

東京地裁は、次のとおり判断し、原告の鑑定申出により裁判所が採用した鑑定による鑑定評価額を前提として縮減した原告の請求をほぼ認めました。

一括譲渡された土地建物の対価の額を按分する方法として、当該資産の客観的な交換価値を上回らない価額と推認される固定資産税評価額による価額比を用いることは、その合理性を肯定し得ないものではないが、資産の個別事情を考慮した適正な鑑定が行われ、固定資産税評価額と異なる評価がされ、価額

比においても実質的な差異が生じた場合には、もはや固定資産税評価額による価額比を用いて按分する合理性を肯定する根拠は失われ、適正な鑑定に基づく評価額による価額比(建物比22.70)を用いて按分するのがより合理的となるというべきである。

(編集員からひとこと)

原告は、調査時、鑑定書(建物比21.67)を提出して修正申告に応じる旨を述べましたが、受け入れられず、審判所で、その鑑定は、申告時按分割合に近づけるために、作為的に評価したとの疑いを生じさせるとして主張は棄却されました。

裁判所が採用した鑑定評価による按分事案は貴重だと思います。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2479

(税法データベース編集室：大高 由美子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて 税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

VIP大型総合保障制度

全税共の主な事業ご紹介

- 経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
- 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
- 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
- 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
- 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
- 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります
- ビジネスマスター・プラス 6つの補償(物損害・工事物・商取引・休業・賠償・傷害)で、リスクに備えます
- 個人賠償責任補償保険 日常生活における賠償事故を幅広く補償します



全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拋出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) ほか

全国税理士共栄会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL 03(5740)8331 FAX 03(5740)8333 <http://www.zenzeikyoo.com/>

TAINSメールニュース No.647 2023.12.07

空き家状態が長く損耗の激しい家屋は損耗減点補正率による評価を！

(令05-10-04 札幌地裁 全部取消し・控訴 Z999-8499)

原告は、公売で取得した研究所用の建物(本件家屋)の登録価格(3億円超)を不服として、固定資産評価審査委員会に審査の申出をしましたが、棄却決定(本件決定)を受けました。そこで、原告は、本件家屋は約17年間通常の維持管理がされず放置されていたので、評価基準における経年減点補正率による評価ではなく、損耗の程度に応ずる減点補正率(損耗減点補正率)による評価をすべきであるとして、本件決定の取消しを求めて出訴しました。

裁判所では、次のとおり判断し、本件決定の全てを取り消しました。

損耗減点補正率によることとされる「その他の事由」により経年減価補正率によることが適当でない認められる場合は、通常の維持管理を行う場合に生じる損耗を超える

損耗が明らかに生じている場合をいうと解される。

本件家屋は、その建物の性質を踏まえた通常の維持管理が長期間されていなかったことは明らかであり、そして、そのような本件家屋の状況を踏まえて、本件家屋に関する公売時の鑑定評価額(3850万円)は、登録価格と著しく乖離しており、本件においては、本件家屋の状況について、通常の維持管理を行う場合に生じる損耗を超えた損耗が明らかに生じているというべきである。

小樽市は、損耗減点補正率による評価を行わず、経年減価補正率により評価を行ったものであり、登録価格は評価基準の定める評価方法に従って決定されたものとはいえないから、その評価は違法である。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-8499

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.648 2023.12.14

CFC税制、最高裁は措令39条の16第1項に委任の範囲の逸脱なしと判断!

(令05-11-06 最高裁 一部破棄自判他・確定 Z888-2513)

この事案は、M銀行(被告)の特定外国子会社等2社が、期中に優先出資証券を償還し、事業年度終了時の発行済株式等はM銀行が保有する普通株式のみとなり、請求権勘案保有株式等の占める割合(平成29年改正前の措置法施行令39条の16第1項)は100%であるとして、M銀行が課税庁から法人税等の更正処分等を受けたものです。

東京高裁は、措令39条の16第1項(本件規定)を本件に形式的に適用することは、措法66条の6第1項(本件委任規定)の趣旨等に反すると判断したため、国が上告を行っていました。最高裁では、国が逆転勝訴しています。

本件委任規定において課税要件の明確性や課税執行面における安定性の確保が重視されており、事業年度終

了の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば、個別具体的な事情にかかわらず基準時を設けることには合理性があり、そのような内容を定める本件規定が本件委任規定の目的を害するものともいえない。前記事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものではないというべきである。

(編集員からひとこと)

最高裁は、M銀行に対し、子会社の事業年度を優先出資証券の償還日の前日までとすることにより、容易に合算課税を回避できたはずとの指摘もしています。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2513

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40 (マイナンバー) が利用できます。

利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel が必要になります。

- ◆各種申請書・届出書 ◆ビジネス文書 ◆マイナンバー関連書式 ◆電子帳簿保存法
- ◆インボイス制度 ◆契約書 民法改正対応版 ◆内容証明 ◆民法改正対応版
- ◆会社規程ハラスメント規程例・書式 ◆事例別検索 ◆ビデオライブラリ
- ◆ビジネスサポート web セミナー ◆JapplixNEXT. 収録書式一覧

TAINS メールニュース No.649 2023.12.21

土地の評価～鑑定評価額が相当であるとする「特別の事情」認めず！

(令04-09-22 非公開裁決 棄却 F0-3-870)

請求人らが相続により取得した土地3筆（本件各土地）について相続税の申告を行った後、当該土地の価額は不動産鑑定士による鑑定評価額が相当であるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことから、請求人らが原処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所では、次のとおり判断し、請求人らの主張を却けました。

請求人らは、本件各土地の最有効使用は一体開発した上で戸建住宅用地として分譲することから、一団の土地として一体評価すべき旨主張するが、相続開始時の利用状況を前提に算定されるべきであり、本件各土地は、宅地、畑、貸家

建付地等と一体として利用されていた事実は認められず、本件各土地を一団の土地として一体評価するのは相当ではなく、評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができない特別の事情があると認められない。

請求人らは、申告評価額と鑑定評価額との間に大きな乖離があることから、評価通達に定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情がある旨主張する。しかしながら、鑑定評価額は本件各土地全体を「宅地見込地」として、転換後・造成後の想定更地価格をベースに控除方式を適用して算定されており、相続開始時における時価とは、その前提を異にするものであり、適切な時価を算定することができない特別の事情があると認められない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-870

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.650 2023.12.28

懲戒処分～契約関係のない脱税相談による「第2債権放棄通知書」の作成行為～

(令03-12-02 大阪高裁 棄却 Z999-2176)

税理士である控訴人は、株式会社Aの法人税の申告に当たり、Aの関与税理士であったBからAの所得金額を圧縮することの相談を受け、Aの代表取締役であった亡CがAに対する貸付金債権のうち4億1300万円について生前に債権放棄していたにもかかわらず、債権放棄額を3億円に減額した「債権放棄通知書」を作成し、Aの債務免除益を減少させました。この行為は税理士法36条の脱税相談に当たるなどとして、処分行政庁から、税理士業務の禁止の処分を受けた事案です。控訴人とAとの間に税務上の契約関係はありませんでした。

大阪高裁は、次のとおり判断（原審判決引用）し、請求を棄却しました。

控訴人は、Aが法人税の賦課を免れる具体的方法につい

での相談相手となり、肯定的な回答をしたといえるから、控訴人の行為は、税理士法36条の「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、…相談に応じ」に当たる（原審判決引用）。

同法45条は、財務大臣が、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は同法36条の規定に違反する行為をしたときは、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる旨規定しており、税理士が、納税義務者から具体的に「求め」られた場合に不正な行為をしたときは別に、同法36条の規定に違反する行為をしたときも処分の対象としている。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-2176

(税法データベース編集室：藤原 真由美)



判例を読み解く TAINS 講座



【必見】TAINS 研修サイトに新しい判例紹介動画を追加いたしました。
研修サイト「TAINS MOVIE」に「判例を読み解く TAINS 講座」の新作動画を掲載いたしました。
右上部の「研修サイト」をクリックすると、TAINS 研修サイトに移動し、オンデマンド研修を受講できます。
また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。
いずれも受講時間が30分以内となっており、通勤時間等を利用して受講・登録ができます。
今後もコンテンツの充実に取り組んでまいりますので、ますます進化する TAINS にご期待ください。

(18) 令和5 (2023) 年10月公開

講師：北陸税理士会 税理士 筏井陽子
給与所得を有する医師の洋画制作販売から生じた損失～「事業」の該当性が争点となった事例～

(19) 令和5 (2023) 年11月公開

講師：北陸税理士会 税理士 木村紀代
【小規模宅地等の特例】成年後見人が事業の用に供していた土地は特定事業用宅地等に該当するか?～生計一要件の該当性～

(20) 令和5 (2023) 年12月公開

講師：千葉県税理士会 税理士 永井智子
3棟の貸家が存する敷地の評価～評価単位と共用施設の取扱い～

1 税法データベース収録情報一覧 2023.12.31現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,328	3,428	1,590	363	786	392	882	13,769
裁 決	2,376	1,740	1,265	499	241	47	1	6,169
通 達	3,623	4,690	2,198	749	22	0	239	11,521
相談事例	1,997	4,464	3,121	2,457	127	2	397	12,565
その他文書	0	0	0	0	0	85	169	254
行政文書	84	202	0	19	2	0	2,195	2,502
計	14,408	14,524	8,174	4,087	1,178	526	3,883	46,780

・裁決には、非公開裁決3,873件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は10,177件です。

2 収録期間 2023.12.31現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和5年10月4日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和5年3月23日まで
その他		判決・裁決 令和5年11月6日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

3 日税連税法データベース会員数一覧

2023.12.31現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,345	53
東 京 地 方	682	9
千 葉 県	243	3
関 東 信 越	586	8
近 畿	1,247	8
北 海 道	223	2
東 北	343	6
名 古 屋	484	7
東 海	350	7
北 陸	171	1
中 国	339	6
四 国	177	2
九 州 北 部	323	6
南 九 州	267	6
沖 縄	71	1
小 計	7,851	125
そ の 他	252	
合 計	8,228	

TAINS 研修会のお知らせ

名古屋税理士会

日 時：令和6年3月19日（火）（収録日）
会 場：研修受講管理システムにて配信予定
講 師：未定
テーマ：未定
※収録した映像を後日研修受講管理システムにて配信いたします。

北陸税理士会

日 時：令和6年4月1日（月）
13：30～16：30
会 場：北陸税理士会館
講 師：守田啓一 中臣 豊
テーマ：未定

決定次第、TAINS ホームページの「お知らせ」にてご案内いたします。



TAINS 2024年新年号

- 発行日／2024年1月15日（VOL.30 通巻第237号）
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

税理士新規登録者なら

税理士の最強ツール
タインズが

6ヶ月
無料
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申請をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

税理士の
必携ツールが!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018円 (会費 1,000円 <不課税> + 利用料 1,018円 <税込>)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



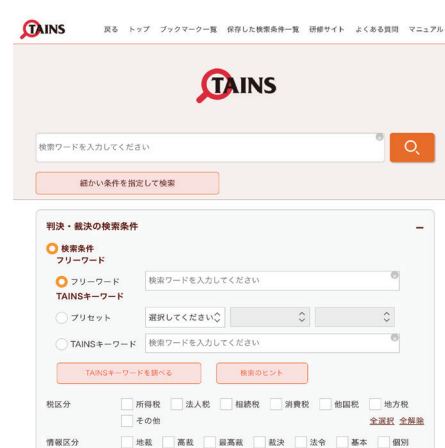
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧いただけます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!!

シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!



TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**

■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



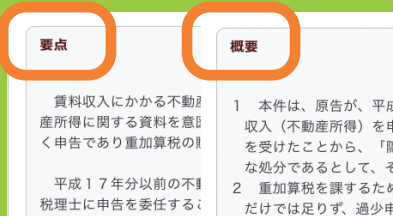
新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



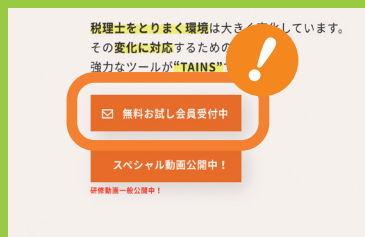
判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

■ スマートフォンにも対応。



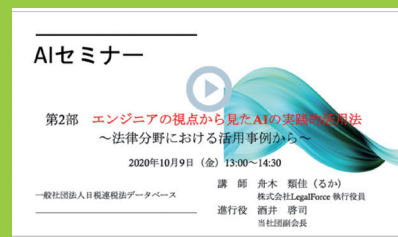
調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。

■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。
www.tains.org トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

個人会員	法人会員
税理士個人の方はこちら。	税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。
月払い 2,018円(税込)	月払い 4,037円~(税込)
年払い 22,186円(税込) 月払いよりも年間2,000円お得です	年払い 44,372円~(税込) 月払いよりも年間約4,000円お得です

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216 円 → 22,186 円
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

税理士新規登録者に対する6か月間の無料制度がスタートしました。詳しくはホームページをご覧ください。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

※無料お試し会員はこちらから!!

入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士(法人)登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
https://www.tains.org
Mail:info@tains.or.jp

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は
昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった
当時の税理士によって創立されました。
その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。
弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、
弊会ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいこころの寄り添いが、
大きな助け合いの輪に――。

「にちぜいきょうさい」は、
この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、
引き続き活動してまいります。
是非とも皆様のご加入を賜りますよう、
心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長
江本 英仁



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

